

| | |
|------|---------------------------|
| 開催日時 | 2006年10月10日（火）10:00～12:30 |
| 場 所 | みやこめっせ 地下1階 特別展示場A面 |
| 参加者数 | 委員10名 河川管理者40名 |

1. 決定事項

- ・資料1「利水・水需要管理部会検討資料 たたき台（060926版）」に対する意見があれば、10月15日（日）までに提出する。
- ・利水・水需要管理部会作業検討会を10月24日（火）10:00～18:00に開催する。提出された委員意見をもとにたたき台の修正作業を行う。参加可能な委員はできるかぎり参加する。

2. 検討の概要

①河川管理者からの説明と意見交換

河川管理者より、資料2-1「水資源開発基本計画」、資料2-3「淀川水系水資源開発基本計画について」、資料2-5「利水安全度について」、資料2-4「琵琶湖の異常渇水について」、資料2-6「3.3 水需要管理のソリューションの例題について」、資料2-7「利水・水需要管理部会検討資料 たたき台 060926版」の意見について三重県（H18.10.5）」について説明がなされた後、意見交換がなされた。その後、資料2-8「利水・水需要管理部会検討資料（たたき台）（060926版）意見照会」および資料1「利水・水需要管理部会検討資料 たたき台 060926版」についても意見交換がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。

○資料2-1「水資源開発基本計画」、資料2-3「淀川水系水資源開発基本計画について」について

- ・たたき台 P10に「淀川フルプランは改定されるのではなく、廃止されて新しい水資源管理制度を創設されるべき」というご意見がある。これについて、河川管理者としては、現在のフルプランの中でも水資源の総合的な開発・合理化が定められており、まずはフルプランの中で水需要管理の精神を発現していくことが重要ではないかと考えている（資料2-1 P6）（河川管理者）。

←現行の淀川フルプランの中にも水需要管理的な考え方が書かれているということだが、実際にはメインの施策としては実行されていない。やはり、水需要管理の考え方と淀川フルプランは違うものだ。

←今後の水資源開発をどう考えるかが重要だ。資料2-1「水資源開発基本計画」には様々な事項がそつなく書かれてはいるが、結局のところ、ダム開発について書かれている。流域委員会は、重点をダム開発から水需要管理に変えようと言っている。利水者の撤退を受けて、淀川フルプランの改定が必要になってきているのではないか。水需要拡大は期待されていない（部会長）。

←まさに「重点をどう変えるか」ということだと考えている。仕組み全体を変えとなると（法律から変えとなると）、「ここがまずいから変えないといけない」という議論が必要になってしまう。現時点において、仕組み全体を変えるのが先決なのか、それとも、重点ポイントを変えつつ将来を考えるのが先決なのかということだろうと思っている（河川管理者）。

←たたき台の「淀川フルプランは改定されるのではなく、廃止されて新しい水資源管理制度を創設されるべき」という記述は「当面は〇〇した方がよいのではないか」という提案型の文章にした方がよい。

←法律を変えるのは難しいとは思いますが、近畿地方整備局から本省へのボトムアップという形もあるのではないかと。そういった形で流域委員会の意見書を使って頂ければ有益ではないかと思っている（部会長）。

- ・水資源開発促進法（昭和36年11月）は、当時の時代背景から産業促進のための水資源開発を合理的に迅速に押し進めることを最大目標にしている。しかし、現在は全く違った社会的背景があり、考え方を根本的に変えなくてはならないことは誰もが分かっている。フルプランは、必要な水をいかにして確保し供給するかという点を主眼にしている。確かにフルプランには水利用の合理化についても書かれているが、基本的には供給を基本とする計画だ。水需要管理は、供給中心の基本的な考え方を改革していかないとけないというものだ。

- ・「水資源開発基本計画」は平成13年に閣議決定されたにもかかわらず、なぜいまだに進んでいないのか。
←現在もフルプラン改訂作業を進めているが、調整事項が多いため、完了していない（河川管理者）。

○資料2-5「利水安全度について」について

- ・利水安全度は、対象期間に何回の渇水（琵琶湖水位-1.5mを下回る）が発生したかを根拠にしているが、それぞれの渇水の背景が違っている。降雨パターン、総雨量、水位低下期間とその影響（すぐに回復したのか、低水位が続いたのか）等の渇水の背景を含めた上で、渇水回数を考えなければならない。可能であ

れば、渇水の背景について追加説明をお願いしたい。

- ・シミュレーションは条件によって結果が大きく違ってくる（資料 2-4 と資料 2-5 の結果（琵琶湖の最低水位）が大きく違っている）。近年の琵琶湖の低水位は、現行の洗堰操作規則が原因になっているのは明らかだろう。シミュレーション結果と合わせて実績も資料 2-4 と資料 2-5 に示してもらわないといけない。シミュレーション結果には幅があるので、結果が 1 つしかないというのはあり得ない。数値の取り方や幅まで併記してもらわないといけない。
- ・流域委員会はこれまでの意見書で利水安全度の精査を求めている。河川管理者はより詳細な調査を行わなければならない。
- ・P3 では、利水安全度の計算フロー図しか示されていない。各施設（ダム）の計算値を示してもらいたい。
←施設ごとの計算値については、わかりやすい説明方法を考えて、お示ししたい（河川管理者）。
- ・河川管理者が示した利水安全度 78% という数値はどこでオーソライズされたものなのか。近畿地方整備局として決定した数値なのか。
←調べた上であらためてご回答したい（河川管理者）。

○資料 2-4 「琵琶湖の異常渇水について」について

- ・「渇水」と「異常渇水」の定義を教えてください。
←計画を上回る（琵琶湖水位-1.5m を下回る）ような渇水を「異常渇水」としている。「渇水」については、琵琶湖の水位が低下した時のことだが、明確な定義は難しい。琵琶湖水位-70cm 程度から河川管理者として実施可能な対策を行い、-90cm で渇水調整会議を開催している。こういった状態が「渇水」だと考えている（河川管理者）。
←渇水になりそうな状態が「渇水」、さらに異常になりそうな状態が「異常渇水」、-1.5m を下回ってしまった状態を「非常渇水」という理解でよいか。
←言葉の定義は難しいが、河川管理者が行う対策という考え方からすれば、そういったイメージで結構だと思う（河川管理者）。
- ・「非常渇水」は瀬田川洗堰の操作規則で定義されたもので、「異常渇水」は丹生ダムの方針の中で説明されたものだが、概念としては同じだろう。新規開発 40m³/s と利用低水位-1.5m はセットだという説明だが、異常渇水対策として補償対策水位-2.0m まで想定されているという理解でなければならないと考えている。丹生ダムを異常渇水対策として説明する前に、異常渇水と補償対策水位-2.0m について説明をしないとイケない（部会長）。
←河川管理者としては利用できる水位は-1.5m までだが、万が一の場合は人道上の配慮から下流へさらに水を出さざるを得ないだろうと考えている。琵琶湖の環境への影響等を考えて、まずは-1.5m を下回らないように琵琶湖上流に異常渇水対策流量が必要だと考えて対策を検討している。洗堰操作規則に非常時渇水時の操作が規定されているからといって、これにより琵琶湖の異常渇水対策がはかられているとは考えていない（河川管理者）。

○資料 2-7 「利水・水需要管理部会検討資料 たたき台 060926 版の意見について 三重県(H18.10.5)」、資料 2-8 「利水・水需要管理部会検討資料(たたき台) (060926 版) 意見照会」について

- ・三重県と伊賀市には、伊賀水道用水事業について、流域委員会からヒアリングをお願いすることになるかもしれない。その際にはぜひよろしくお願ひしたい（委員長）。
- ・ご説明頂いた内容については、ダムフォローアップWGにて検討して頂く方がよりスムーズに進むと考えている。ダムフォローアップWGでご検討頂きたい（部会長）。

③委員からの意見について

資料 4 「「利水・水需要管理部会検討資料」(たたき台) (060926 版) への委員意見」について委員から説明がなされたが、意見交換が不十分に終わったため、「決定事項 1」のとおりメール等で意見を提出することになった。

④「利水・水需要管理部会検討資料(たたき台) 060926 版」および今後の進め方について

- ・資料 1 「利水・水需要管理部会検討資料 たたき台 (060926 版)」に対する意見があれば、10月15日(日)までに提出して頂きたい。頂いた委員意見を元に部会作業検討会(24日(火)10:00~18:00)にて修正作業を行う。部会作業検討会には、できるだけ多くの委員に参加して頂きたい(部会長)。

以上

※結果報告は、委員の皆様主に決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。